出席停止証明書について

栗東市立治田小学校

お子さんが下記の感染症にかかられた場合、学校での流行予防のために、学校保健安全法において出席停止となり欠席にはなりません。出席停止の手続きは、裏面の「出席停止証明書」を主治医に記入してもらい、学校まで提出してください。文書料がかかります。また、必ず医師の許可をもらってから登校してください。

インフルエンザについては、「インフルエンザ（流行性感冒）連絡用紙」で保護者の報告のみで出席停止扱いになっています。

学校保健施行規則において、学校において予防すべき主な感染症の種類と登校の基準等がつぎのように定められています。

感染しやすい感染症とその登校基準

病　　名	主　な　症　状	潜伏期	登校の基準
インフルエンザ	悪寒、頭痛、高熱で発症。頭痛とともに、咳、鼻汁で始まる場合もある。	平均２日	発症した後５日を経過し、かつ解熱後２日を経過するまで
百　日　咳	病初期から、連続して止まらない咳が特徴で発熱することは少ない。夜間に咳がひどくなる。	７～１５日	特有の咳が消失するまで、または５日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで。
麻　　疹 **（はしか）**	カタル期、発しん期、回復期に分けられる。カタル期は、咳や鼻水、結膜充血等が見られる	８～１２日	解熱した後３日を経過するまで
流行性耳下腺炎 **（おたふくかぜ）**	耳下腺の腫脹が主症状で、顎下腺や舌下腺なども腫れる	１６～１８日	耳下腺、顎下腺、または舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風　　疹 **（ふうしん）**	発熱、淡紅色の発しんが全身に出現、頚部や耳後部のリンパ節の腫脹と圧痛等	１６～１８日	発しんが消失するまで
水　　痘 **（みずぼうそう）**	軽熱、体と首のあたりから顔面に発しん、紅斑→水疱→膿疱→かさぶたの順に変化する	１４～１６日	すべての発しんがかさぶたになるまで
咽頭結膜熱 **（プール熱）**	高熱、咽頭痛、頭痛、食欲不振、結膜充血、流涙、めやに等	２～１４日	主症状が消失した後２日を経過するまで
結　　核	発熱、咳嗽、疲れやすい、食欲不振、顔色が悪い等	２年以内	病状において感染のおそれがないと認められるまで
腸管出血性大腸菌感染症	水様下痢便、激しい腹痛、血便等	１０時間～６日	医師において感染のおそれがないと認められるまで
流行性角結膜炎	結膜充血、まぶたの腫脹、異物感、流涙、めやに等	２～１４日	医師において感染のおそれがないと認められるまで
急性出血性結膜炎	結膜出血が特徴。結膜充血、まぶたの腫脹、異物感、流涙、めやに、角膜びらん等	２～３日	医師において感染のおそれがないと認められるまで

条件によって出席停止の措置が必要と考えられる感染症

病　　名	主　な　症　状	潜伏期	出席停止期間
溶連菌感染症	発熱、咽頭の発赤・腫脹・疼痛、扁桃の腫脹・化膿等。猩紅熱は、苺舌と発疹等がでる	２～５日	適切な抗菌薬療法開始後２４時間を経て、全身状態がよくなるまで
マイコプラズマ感染症	咳、発熱、頭痛などのかぜ症状がゆっくりと進行。特に咳は徐々に激しくなる。	２～３週間	症状が改善し、全身症状がよくなるまで

感染性胃腸炎、手足口病、ヘルパンギーナ等も条件によって医師の指示で出席停止となります。ただし、欠席扱いでもよい場合は、提出していただかなくても結構ですが、その旨、必ずお知らせください。

出席停止証明書

栗東市立治田小学校長様

年　　組　　氏　名

病　名

上記の病気のため、　　月　　日～　　月　　日までの休養を必要とします。

上記のとおり診断いたしました。

令和　　年　　月　　日

医療機関名

医　師　名　　印

き　り　と　り　線